

資料1の訂正について

下記の点について、事務局の捉え方に誤っていましたので訂正します。

◎資料1 ②事務委任について中、

誤：『○委任した範囲において、契約に係る代表者は「教育長」となるので、金額によって契約が「町長名」と「教育長名」の判断が必要になります。』

正：『教育長に委任する範囲は、あくまで「町長の権限に属する事務の一部」を委任するので、契約に係る代表者は「町長」のままとなります。』